

平成17年11月吉日

お客様各位

フォトイオナイザーに関連する韓国法規および規制についてのご案内

原田産業株式会社  
エレクトロニクス事業本部  
アドバンスツールチーム

拝啓 貴社益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平素ご愛顧を賜っております軟X線フォトイオナイザーに関して、本年よりの韓国（大韓民国）の法運用が強化され、従来の方法では同国への輸出が困難になりました。

弊社では、これに伴い詳細の調査および対応策を検討してまいりましたが、このほど調査結果ならびに今後の対応策がまとまりましたので下記の通りご報告申し上げます。

敬具

- 記 -

1. 韓国内の状況

日本では、放射性物質と電離放射線（X線）は異なった法規によって規制されていますが、韓国では両者ともに韓国原子力安全技術院が放射線発生物質および機器として管理と規制を行っています。この規制の運用は、従来は比較的緩やかなものでしたが、2002年から関係法が強化され、2005年からは厳格な運用が求められています。また、過去に付帯機器として許可を得ず輸入されたものに対しても問題になっており、韓国原子力安全技術院が各社の事業所を検査することが予定されています。

このような状況下において、韓国原子力安全技術院が審査した結果、フォトイオナイザーに関しては、軟X線ではあるが製品の特性上完全な防護が難しいという判断が出され、今年初旬「使用許可」品目に分類されました。

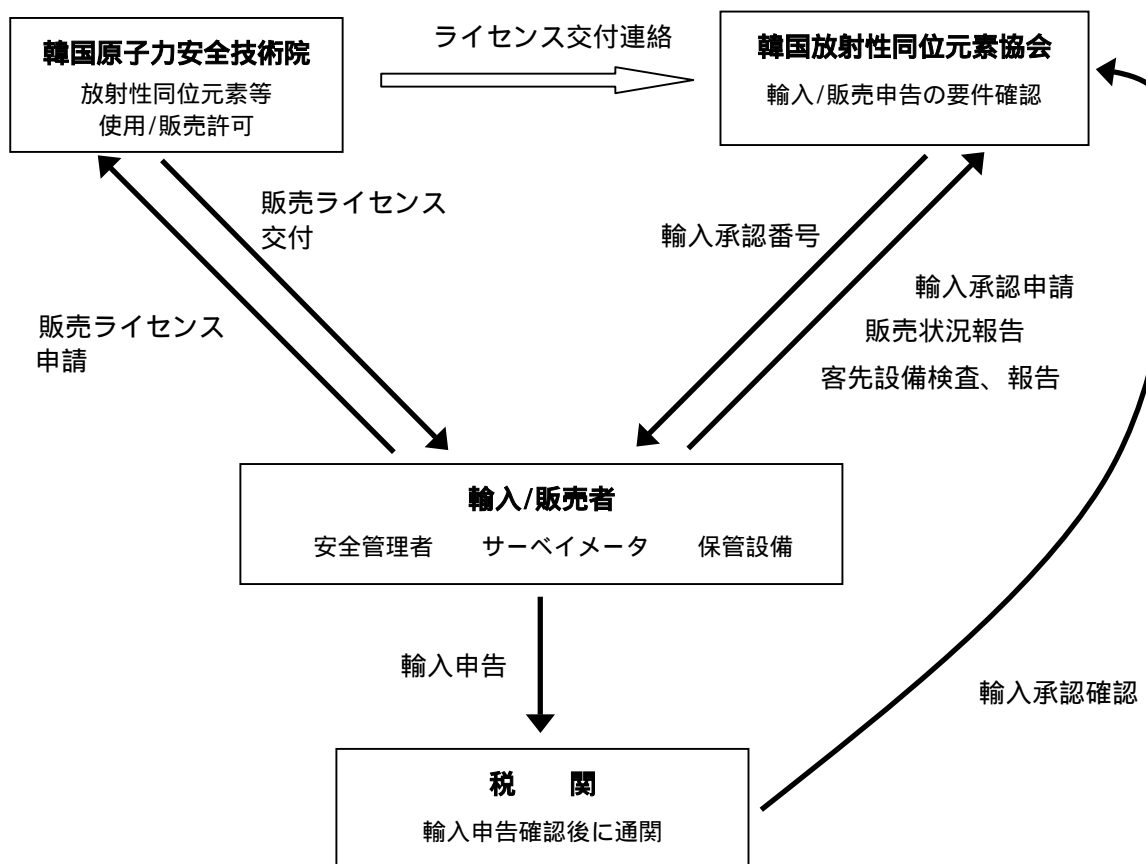
これにより、管電圧 5kV 以上に該当するフォトイオナイザーを販売するためには、次の要件が必要となりました。

- 1) 輸入・販売会社は 「放射性同位元素取扱一般免許」を保有する安全管理者少なくとも一名以上と雇用もしくは委託契約を締結。 X線照射量を測定するためのサーベイメータを2台以上保有。 フォトイオナイザーを保管する施設を保有。したうえで韓国原子力安全技術院より「販売ライセンス」を取得。する必要があります。

- 2) フォトイオナイザーを使用する会社も同様に上記 - の条件を満たしたうえで韓国原子力安全技術院より「使用ライセンス」を取得する必要があります。
- 3) 「販売ライセンス」を取得した会社は、科学技術部長官の発行する「放射線発生装置販売許可書」が発行されます。そのうえで、各機器の「放射線機器設計承認書」および「輸入する時の検査免除」に従って韓国原子力安全技術院に書類を提出し許可番号(HS Code)をフォトイオナイザー全体、コントローラのみ、ヘッドのみに対して各々取得します。
- 4) さらにフォトイオナイザーを輸入する際には、輸入しようとする機器の製造番号等の資料と共に韓国原子力安全技術院から委任された韓国放射性同位元素協会に書類を提出し輸入承認番号を取得する必要があります。販売後は毎月の実績として翌月 15 日までに製造番号、販売先等報告する必要があります。
- 5) また、輸入・販売会社は客先を訪問し、フォトイオナイザーが使用されている設備を検査し、その結果を韓国放射性同位元素協会に報告する義務があります。

上記の概略フローは次の通りです。

### フォトイオナイザー販売業務フロー



## 2. 対応策

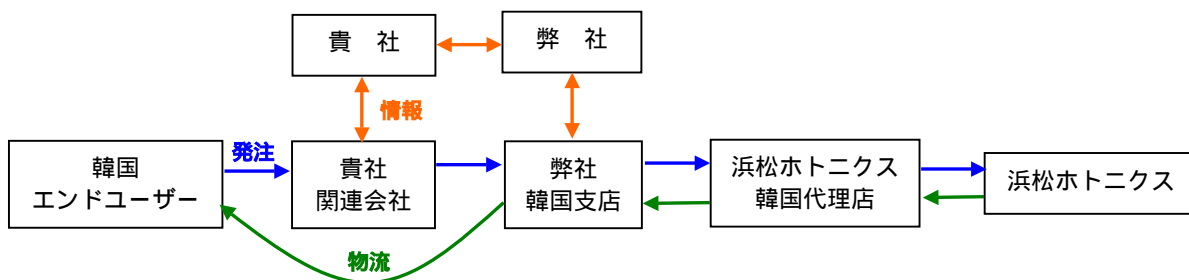
以上の通り、今後は韓国においてフォトイオナイザーをご使用頂くためには、法規制に従って韓国内で購入して頂く必要があります。

このため弊社では、韓国支店において販売ライセンスを取得する準備を進め 10月12日付けにて「放射線発生装置販売許可書」の交付を受け、その他の法的手続きも完了いたしました。

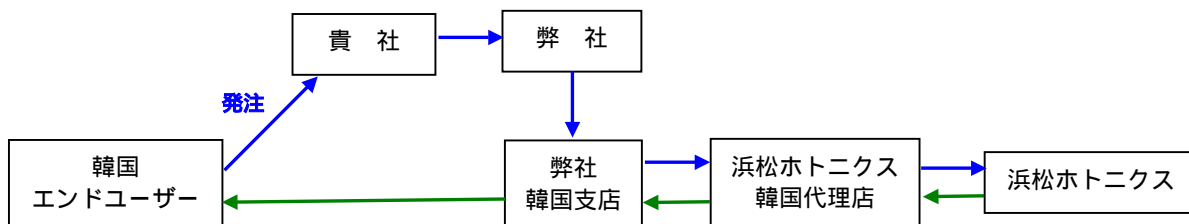
つきましては、今後は次のいずれかのルートにてフォトイオナイザーを韓国内にてご使用頂くことが可能となりました。また、同時に弊社韓国支店から貴社関連会社ならびにエンドユーザー殿に対してX線漏洩検査をはじめとする種々のサービスを従来と同様にご提供させて頂くことが可能となりました。

本件に関しましては、弊社もしくは弊社韓国支店にお問合せください。（弊社韓国支店担当者は日本語がわかります。）

### <貴社関連会社が韓国内にある場合>

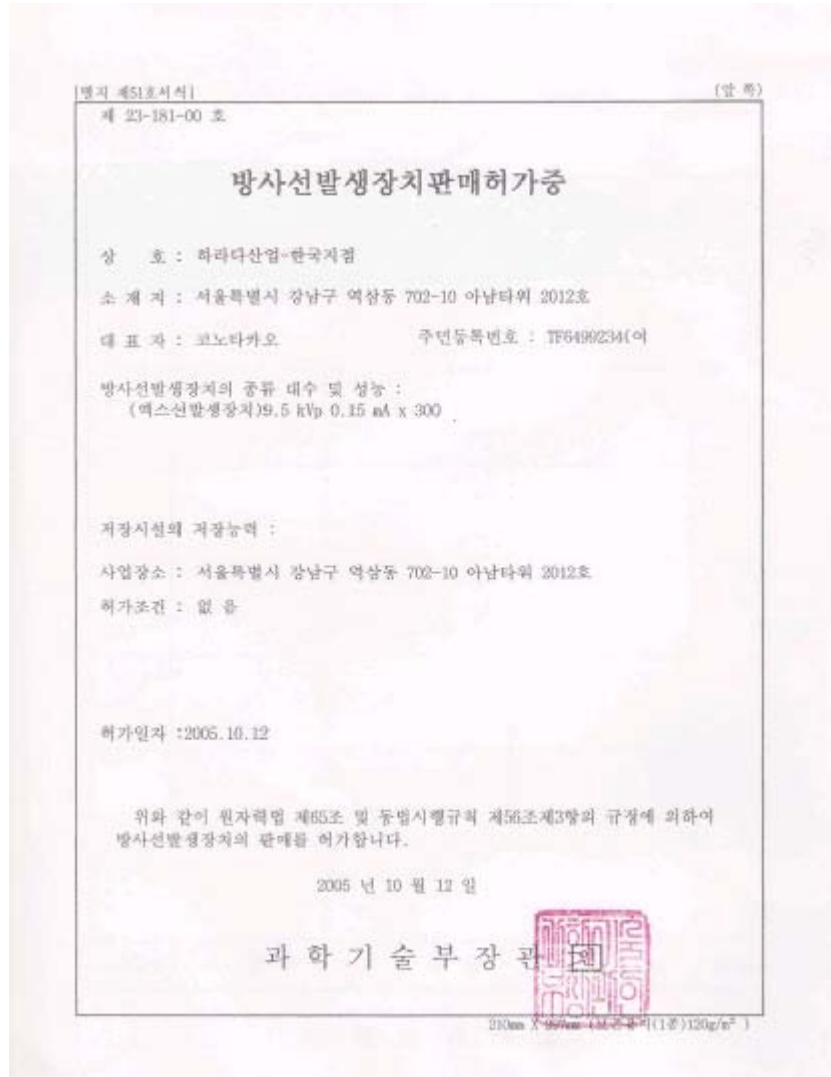


### <貴社関連会社が韓国内にない場合>



ライセンスがなくとも物流に関与しなければ発注は可能です。

以上



原田産業 韓国支店 「放射線発生装置販売許可書」

原田産業 韓国支店 ( )  
 Harada Corporation Korean Branch

135-081 Seoul 特別市江南區驛三洞 702-10 Anam Tower 2012  
 Room 2012, Anam Tower, 702-10 Yeoksam-Dong, Kanangnam-Gu, Seoul City, 135-081  
 ( 702-10 2012 )  
 Phone (02) 501-9519 Fax (02) 501-9940

担当者 : 金 弘烈 ( :Kim Hong-Lyul) kim@haradacorp.co.jp (019-481-5434)  
 朴 俊河 ( :Park Jun-Ha) park-jh@haradacorp.co.jp